

総合点検契約書

野口胃腸科外科医院 (以下、甲という) と 新鋭工業株式会社 (以下、乙という) と
石川島芝浦機械株式会社 (以下、丙という) は甲が使用する下記装置の総合点検委託について、約定
事項に基づき次の通り契約を締結いたします。

総合点検契約の対象となる装置及び点検実施日

装置名	型式	機体番号	実施日	設置使用場所
内視鏡洗浄機	ONW-10	188		

約定事項

第1条 【総合保守の委託】

甲は乙に対して、甲の所有する前記の装置を良好な状態で使用できるように丙が清掃、点検、調整修理及び部品の交換する作業（以下これらの保守作業を総合点検と総称する。）を委託し、乙はこれを引き受ける。

第2条 【総合点検の方法】

丙は故障または性能低下を事前に発見し、障害の発生を未然に防止するために総合点検項目に基づき装置を点検し、保守作業を行うものとする。総合点検は契約ごとに1回とし、日程は予め甲乙丙協議の上決定する。

第3条 【総合点検の作業時間】

通常、総合点検の作業時間は土日祝日及び特に定めた時間（季節休暇等）を除く丙の営業時間とする。

第4条 【総合点検の交換部品と保証】

総合点検の際、交換を必要とする部品については、特に定める場合を除き甲の負担とする。また総合点検で交換した部品の保証期間は一年間とし、保障期間内に本来の用法で不良となった交換部品については、無償で交換するものとする。

第5条 【その他の保守】

不足の障害や天災地変などにより障害が発生した場合、甲は乙に要請し障害の除去修復作業について、甲乙丙協議の上日程を決定する。この場合、甲が実費の一部もしくは全部を負担する場合がある。

第6条 【支払方法】

甲は総合点検料金（部品費、作業費、宿泊費等）を乙の請求により支払うものとする。装置の状況により特別な部品交換・修理が発生した場合もこれに準ずる。

平成 19 年 6 月 11 日

甲

住所

野口胃腸科外科医院
野口晃平

氏名

〒288-0831 銚子市本城町3の58
TEL 0479 (23) 0116

乙

住所

東京都文京区本郷3-12-5

氏名

新鋭工業株式会社

電話 03 (3816) 0444

丙

住所

東京都中野区本町 1-32-2

氏名

石川島芝浦機械株式会社 防災環境事業部

修理・点検報告書

修理依頼
番号

No. 070614

配布先	納入先	新鋭工業株式会社 東京支店 殿			機種	ONW-10
客先	所在地				機番	000188
環営	ユーザー名	野口胃腸科外科 様			納入日	
防品	修理者	中澤一裕	作業時間		受付	2007年 2月 27日
	返送先	納入先と同じ			発送日	2007年 5月 22日
計	3					

修理依頼・苦情内容

1. 総合点検依頼
異常音と匂いの件も点検

不具合原因（故障箇所）と処置内容

[1] 点検結果（不具合箇所と不具合原因）

1：異常音について

運転確認の結果、明確な異常音は発生しませんでした。

異常音が発生する機器では水ポンプの可能性が考えられます。
ポンプ内部からエアが抜けられない場合エアが回転軸の潤滑を阻害して
回転軸と軸受けが当たり大きな音が出る現象を把握しています。

2：匂いについて

オゾン触媒を交換しました。

[2] 修理・点検内容

- オゾン水循環ポンプヘッド（P-1）交換
- PSA（酸素発生装置）改良型に交換（東京支店にて実施）
- 運転プログラム変更 Ver 5→Ver 8
- オゾンガスラインシリコンチューブをブレードホースに交換
- 運転確認 異常なし
インジケータ変色 異常なし
運転カウンタ：2487回

—以上—

交換部品

部品番号	部品名称	数量	備考
	水ポンプ（P-1）ヘッド	1	
	PSA	1	
	ブレードホース	1	
	オゾン分解触媒	1	

承認

19.6.14

審査

19.6.15

作成

H19.6.14

中澤